

令和2年度学校法人昌平鬘介護職員初任者研修事業実施要綱

1. 事業者の名称及び所在地

名称 学校法人昌平鬘

所在地 福島県いわき市平鎌田字寿金沢 37 番地

2. 研修の名称

令和2年度学校法人昌平鬘介護職員初任者研修事業

3. 研修課程及び形式

福島県介護職員初任者研修事業

講義及び演習を実施する

研修事業の一部を通信形式及び実習により実施する

4. 開講の目的

本法人の運営する東日本国際大学附属昌平高等学校に在籍する学生のキャリア向上を目指し、卒業後の進路選択の幅を広げる。

5. 研修期間

令和2年8月31日（月）から令和3年4月16日（金）とする。

6. 研修日程及び講師氏名

研修の日程及び講師氏名等は、別紙の通りとする。

7. 実施場所

学校法人昌平鬘 東日本国際大学附属昌平高等学校（福島県いわき市平上片寄字上ノ内152）、社会福祉法人昌平鬘社会福祉センター片寄診療所、通所リハビリセンター（福島県いわき市平上片寄字上ノ内193番地）、有料老人ホームシルバーレジデンス孔輪閣（福島県いわき市平上片寄字上ノ内175番地の1）とする。

8. 実習施設

- ・有料老人ホーム シルバーレジデンス孔輪閣
- ・社会福祉法人昌平鬘 社会福祉センター太陽の里いわき 片寄診療所、通所リハビリセンター

9. 使用テキスト

中央法規 介護職員初任者研修テキスト

10. 対象者又は受講資格

本法人の運営する高等学校の学生 19 名とする。

11. 受講手続き及び本人確認の方法

東日本国際大学附属昌平高等学校において、福祉の授業の一環として開催する。本学高校2年、福祉コース選択者は自動的に受講することとする。本人確認は、健康保険証の提示にて行う。

12. 受講費用

受講料については、授業の一環として行うため無料とする。テキスト代、実習費として7400円徴収する。

13. 解約条件及び返金の有無

受講決定日以降、本人の申し出により解約（辞退）することができるが、一旦納入されたテキスト代及び実習費の返金は行わない。但し、授業の一環であるため、講義は受講する。

14. 研修修了の認定方法

「福島県介護員養成研修事業実施要綱」における別紙2「目標、評価の指針」中にある各科目の「到達目標、評価の基準」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、評価をする。通信形式の場合、基準点を満たすことも含む。

講義については、項目毎に授業態度も考慮し、受講生の習熟度を担当者が評価する。担当者の判断で小レポートや筆記テスト、口頭試問などの方法で評価を実施する。合格基準に満たない学生については、補講の実施、課題の再提出、再試験などを行う。

演習については、口頭試問や実技試験を実施し、評価は、A（理解している）、B（概ね理解している）、C（理解が不足している）により行い、B以上を合格とする。合格基準に満たない学生については、補講の実施、課題の再提出、再試験などを行う。

施設実習での評価は、実習指導者が各項目の評価の基準を満たしているかどうかを口頭試問、実技試験などを通して評価する。評価は、A（理解している）、B（概ね理解している）、C（理解が不足している）により行い、B以上を合格とする。合格基準に満たない学生については、補講の実施、課題の再提出、再試験などを行う。

すべての研修日程に出席し、すべての課題を提出し、基準点を満たした者に対して、「修了時の評価ポイント」をもとにした、1時間の修了評価の試験を実施し、基準点を満たした者を研修修了と認定する。合格点に満たない者には、補講を行い、再試験を行う。

15. 欠席、遅刻及び早退の取り扱い

欠席、遅刻、早退をする者は、速やかに研修担当者に申し出ること。

16. 研修を欠席等した者に対する補講の取り扱い、費用

原則的には、研修を欠席等した者に対して、補講は実施しない。但し、病気、冠婚葬祭などの理由による欠席の場合には、当該科目担当者による補講を実施する。

17. 課程編成責任者

学校法人昌平鬘 東日本国際大学附属昌平高等学校 小野 智範

18. 法人の苦情相談窓口・連絡先

学校法人昌平鬘 東日本国際大学 総務課
住所 福島県いわき市平鎌田字寿金沢37 電話番号 0246-35-0001

19. 事業所の苦情相談窓口・連絡先

学校法人昌平鬘 東日本国際大学附属昌平高等学校
住所 福島県いわき市平上片寄字上ノ内152 電話番号 0246-57-1123

20. その他受講に係る注意事項

- ① 科目を完全に出席すること。遅刻・早退者は別途補講を受講すること。
- ② 講義毎に、レポートまたは感想文等を提出する。
- ③ 講義中の飲食は禁止とする。また、講義中の携帯電話の使用はメールも含め厳禁とする。携帯電話の電源は必ず切っておく。
- ④ 講義中の規則を守れず、再三の注意を受けても講義に支障を来す言動のあるものには、退室の指示を出す場合がある。
- ⑤ 実習では、実習先の指示を遵守する。
- ⑥ 実習中の服装は、実習先の指示に基づき、名札、動きやすい運動服、トレーナー、エプロン、運動靴等を準備する。
- ⑦ 講義中及び実習中に知り得た個人情報等は、プライバシーの保護、守秘義務、個人情報保護法等の観点から、どのような場合でも絶対に漏らしてはならない。個人情報等の流出が判明した場合には、研修の修了を認めない。
- ⑧ 講義及び実習開始の10分前には必ず到着する。原則として遅刻、早退、欠席は認めない。
- ⑨ 事業者は、修了者を名簿に記載し、福島県に報告することとする。

以上の項目を、介護職員初任者研修指定事業者 学校法人昌平鬘 の実施要綱と定める。

令和2年7月6日

福島県いわき市平鎌田字寿金沢37番地
学校法人 昌平鬘
理事長 緑川 浩司